

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本計画策定支援業務委託仕様書 (案)

1. 概要

本業務は、「(仮称) 国際センター駅北地区複合施設」(以下、「複合施設」という。)の基本計画策定のため、音楽ホール部分に係る調査検討や、有識者との意見交換に係る支援等を行うものである。

2. 業務内容

(1) 基本計画策定支援等

- 以下の事項について、基本計画案の検討の基礎となる資料の作成、整理を行うとともに、専門的な知見から助言、提案を行う。
 - ①音楽ホールの機能、事業、施設・設備、運営組織等に関する事項
 - ②複合施設の設計と条件の設定に必要な事項
- 基本計画案や関連する課題の検討のため、有識者との意見交換に係る支援を行う。
意見交換の相手方は委託者と協議の上、決定することとし、事前調整や意見交換の場で用いる資料等の作成・整理を行うとともに、意見交換の場に参加し、必要な説明等の支援を行う。
- 意見交換は10回程度実施することを想定する。
- 複合施設に対する市民の理解と関心を高めるために実施する市民公開シンポジウム等について、委託者と協議のうえ実施内容を検討するとともに、広報物、当日配布物等の必要資料及び実施記録の作成、当日の運営支援を行う。
- 市民公開シンポジウム等は1回程度開催することを想定する。

(2) その他

- 上記のほか、委託者と協議の上、複合施設整備の推進に必要な業務を行う。

3. 成果物について

この契約に係る成果物は次の通りとする。

- ① 基本計画の検討の基礎資料【電子データ】
- ② 有識者との意見交換の場で用いる各種資料及び実施記録【電子データ】
- ③ 市民公開シンポジウム等に係る必要資料及び実施記録【電子データ】
- ④ そのほか、委託者が指示したもの

4. 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

5. その他

- ① 受託者は、委託業務を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出することとする。
- ② 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行うこととする。
- ③ 本業務の実施に伴って取得した著作権等は本市に帰属するものとする。
- ④ 受託者は、本業務上知り得た個人情報等について適切な取り扱いを行う。

- ⑤ この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定するものとする。